

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

令和2年12月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年12月16日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時15分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 穴戸 信
教育総務課企画財務班長 今川 孝夫 教育総務課企画財務班 伊藤 浩司
事務局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より1件報告

12月10日開催の校長会議について主に2点報告する。

1つ目、新型コロナウイルス感染症に関すること、11月12日、王子台小学校児童が罹患したこと、11月10日及び19日に根郷中学校教頭及び教職員が罹患したことについて報告し、学校での感染症予防策を引き続き徹底するように伝えた。根郷中学校の職員2名の罹患は、感染経路が異なっていることも併せて伝えた。

2つ目、学校訪問指導について、目標取組書、県教育委員会の訪問指導の重要性について話した。教育活動の節目であり、次のステップへとつなげる重要な行事であること、環境、表簿、授業展開、どれも

が順序を整えて臨んでいただき、表簿関係は確実に整理してあったこと、授業についても先生方の意欲的な指導に触れることができたこと、また意欲的な先生方の姿勢を感じた子どもたちの表情が学ぶ意欲に満ちていたことは、ふだんの実践のあかしであると話した。指導成果、課題を全職員へ伝えて、次につなげていただきたいと話した。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育次長】

教職員の感染状況について、11月19日に根郷中学校の教職員の感染が判明した。保健所による濃厚接触者の調査のため、20日の金曜日は臨時休校とした。調査の結果、教職員3名が濃厚接触者となったが、全員が陰性との確認が取れたので、24日火曜日から通常どおり学校を再開した。

次に、児童の感染状況について、12月10日に佐倉東小学校の児童の感染が判明した。保健所による濃厚接触者の調査のため、11日金曜日は臨時休校としたが、調査の結果、濃厚接触者なしとの連絡があったことから、14日月曜日から通常どおり学校を再開した。

③ 11月市議会定例会について【教育総務課長】

11月市議会定例会は、11月24日月曜日から12月14日月曜日までの21日間を会期として行われた。

議案については、議案第1号、一般会計補正予算、議案第7号及び8号、特別職及び一般職の期末手当の引下げに関する条例の一部改正、資料の2ページ、発議案第1号、議員報酬の引き下げに関する条例の一部改正議案については、早期の予算執行または条例改正が必要であったことから、議会開会日に先議され、賛成全員または賛成多数により、いずれも原案どおり可決された。教育委員会関係では、資料1ページ、議案第2号 令和2年度佐倉市一般会計補正予算の1件があり、賛成多数で可決された。

続いて、資料2ページ、教育委員会関係の発議案では、第4号 少人数学級の実現を求める意見書があったが、賛成少数で否決となっている。

続いて、一般質問について、資料1ページ、本定例会も新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、質問者は各会派代表者6名、会派に属さない議員の代表1名の計7名に縮小し、11月30日から12月3日までの4日間で実施され、教育委員会関係については、7名の議員から質問があった。質問及び答弁の概要については、答弁記録の6ページから22ページまでとなる。主な内容としては、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の建設に関すること、新型コロナウイルス感染症における学校運営、オンライン学習に関わることなど、多岐にわたる質問があった。

④ 中央公民館における休館日の開館について【社会教育課長】

市・県民税申告、確定申告に伴い、2月22日の月曜日と3月8日の月曜日の休館日を開館する。中央公民館では、平成25年度から確定申告会場として活用している。今年度も確定申告会場とすることに伴い、申告期間の2月16日の火曜日から3月15日の月曜日までのうち休館日となる両日を臨時に開館する。この開館時間は、午前9時から午後5時までとし、利用は確定申告のみとする。

⑤ 小中学校のいじめの状況について【指導課長】

11月末のいじめの認知件数は、小学校が289件、中学校が102件の合計391件。多いものとしては、冷やかしやからかいなどの言葉によるものが55%、軽くぶつかられたり、遊んだふりをしてたたかれたり蹴られたりするが約20%となっている。重大ないじめにつながる案件の報告はなかった。

⑥ 感染症について【指導課長】

感染症については、水ぼうそうが10名、同一校で続けて発生する状況が見られた。感染性胃腸炎が3名、流行性結膜炎が2名、流行性耳下腺炎、溶連菌感染症が1名ずつ発生した。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。印旛郡内の定点当たりの感染者の状況について、先ほど水痘が多かったというが、印旛全体ではほとんど推移が低下している。第50週、12月7日から12月13日の中で感染性胃腸炎、定点当たり2.06で、その前の週、49週、1日から6日までの週が1.88なので、若干増えている。ただ、大幅に増えているわけではないが、これが一番目立ったところである。

インフルエンザは、先週はゼロである。その前の週が1人、2週前が2人ということなので、ほとんど出ていない。インフルエンザの発生が今のところ抑えられている。

新型コロナウイルス感染症について、医師会のPCR検査センターで、1週間の間10件だけだった。今回は意外と少なかったが、感染者が3名なので、陽性率30%ということで、これは多い。コロナウイルスのPCR検査協力医療機関というのがあり、各登録した医療機関でできる検査であるが、先週12月7日から12月12日まで444件来ている。陽性者が19名で、陽性率4.3%である。今東京で大体5%ぐらいなので、大体同じ、それに近い値になっている。全体としてはそういう感じなので、ただ千葉県でも都市部というか東京寄り、東京から離れたところと感染の発生数、陽性率がかなり違う。佐倉から成田辺りが東の限界ぐらいで、そこから先へ行くと、陽性者はほとんどいないということなので、佐倉までは気をつけないといけないと思う。

学校では、学校における新型コロナウイルス感染症の健康管理のマニュアルの改訂されているものが出ているので、それに従ってやっていただければと思う。インフルエンザが今年少ないので、その辺は安心であるが、これから寒くなって湿度が下がってくるので、より注意をしていただきたいと思う。例年2月に入ると、学校内での発生がまずなくなるので、冬休みの間はあまり問題にならないと思うが、今までどおりの手洗い、マスク、それからうがいの励行は引き続き指導していただきたい。

今ワクチンの話題が出ているが、あまり期待し過ぎるとよくない。内容的にはどのくらい抗体の持続期間があるかというのは今はっきり分からないし、接種者が全世界で少ないので、誰にもまだ分からないということである。一応アメリカ

やロシア、イギリスで接種が開始されているが、過度の期待を持たず、まず予防が一番優先されるべき問題なので、ここをしっかりとやっていただければと思う。かからないということが一番の大前提なので、それをもう一回徹底して、冬休み前に学校で指導していただければと思う。

【委員 1 名より】

新型コロナウイルス感染症に関わる対応について、本年度は宿泊を伴う修学旅行や学校の学習の機会というのが中止されているかと思う。その代替案という形で各学校が校外学習を実施してきているかと思うが、その状況はどうか。

【指導課長】

学校ごとに対応しているが、宿泊の修学旅行ができないので、日帰りという形をとっている。学校からの報告では、こういう状況だということ Understanding して、学校の先生方と子どもたちとで、何ができるかということ を話し合っ て、一日だけの旅行だったが、子どもたちがすごく喜び、先生たちに感謝し、コロナ禍でこんなこと やって くれて あり が とう という 声 が 今 回 多 か っ た た め 、 大 変 う れ し く 思 っ て いる。

【委員 1 名より】

いつもと違う状況で、子どもたちも今年は何もできないのではないかと 思 っ て いた が 、 う れ し い こ と が あり 、 感 謝 の 気 持 ち と い う の を 持 っ た の は 、 保 護 者 と し て 非 常 に い い 機 会 で あ っ た と 思 っ た 。 バ ス を 伴 う 校 外 学 習 で 、 感 染 症 な し と い う こ と で よ ろ し い か 。

【指導課長】

報告は受けていない。

【委員 1 名より】

感染症対策を非常に徹底したもののたまものと思う。家庭での健康管理した保護者の方々の力でもあるかと思うので、今年卒業年に係る児童生徒にとっては非常に大きな機会だったと思う。

3 議決事項

議案第 1 号 第 3 次佐倉教育ビジョン前期推進計画の策定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：この推進計画案については、前回 11 月の定例教育委員会会議において協議をいただき、その際の意見、指摘等を踏まえ、事務局において計画書全体を再度精査し、修正を行っている。

初めに、1、全般的な修正である。計画書（案）の 9 ページ、基本方針の下に設定した施策の方向性ごとに、その下に現状と課題、今後の方向性をそれぞれ四角い枠の中で記載しているが、分かりやすく、また教育ビジョンの記述なども踏まえて、文言の整理を行った。さらに、各事業の事業内容についても、11 月定例会の際の記述を土台にしつつ、より分かりやすい表現となるよう文言の整理を行った。

参考資料 1 ページ、2 の個別の修正である。参考資料のナンバー 1、全体にわたるものだが、小中学校という字句について、中点が入っているものと入ってい

ないものが混在していたため、中点については入らない形で統一した。

続いて、参考資料のナンバー2、計画案10ページ、ナンバー1、学習状況調査の実施については、全国調査と混同される可能性があるという趣旨のご意見をいただいたので、本調査が佐倉市独自のものであることを明確にするため、タイトルに佐倉市を加えた。併せて事業内容についても説明を加えている。

続いて、参考資料のナンバー3、計画案15ページ、ナンバー19、学校における外国語（英語）活動の推進については、10ページのナンバー3に施策名、確かな学力の向上に資する事業として挙げているが、異文化理解の推進の観点においても特に重要なものと考えられることから、施策名を読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進の中でも再掲として記載することとした。この再掲により、全体で対象事業が1つ増え、全87事業となる。

続いて、参考資料ナンバー4、計画書案16ページ、ナンバー23、児童生徒の体力向上の推進については、2行目から長かった文章を2つに分けるなど、記述全体の整理を行なった。

続いて、参考資料ナンバー5、計画書案20ページ、ナンバー31、小規模校学校活力の向上及びそのページのナンバー33、少人数指導支援の推進について、この事業の説明については、計画書案4ページ、当初は、施策の方向性、(1)、学力向上・学習内容の充実に取り組みますの2つ目の黒丸、教職員の指導の質の向上に位置づけていたが、総合計画における施策の分類と整合を図るため、5ページの中段のやや下の施策の方向性、(3)、良好な学習環境を整備しますの2つ目の黒丸、学校の教育環境の整備に移すこととした。

続いて、参考資料2ページ、ナンバー6、計画書案22ページ、施策の方向性の(4)、地域に開かれた学校運営を行いますに係る現状と課題の中の記述において、誤植の修正を行っている。

続いて、参考資料ナンバー7、計画書案23ページ、ナンバー37、教育懇話会の開催の取組指標について、令和元年度末の状況の記載がなかったが、これを記載し、目標値を上方修正した。

続いて、参考資料ナンバー8、計画書案23ページ、下段のほうのナンバー38、通学路の安全確保の取組指標について、当初事務局職員による通学路パトロール回数と設定していたが、地域に開かれた学校づくりという施策の趣旨を反映し、スクールガードボランティア参加者数を設定することとした。

続いて、参考資料ナンバー9、計画書案27ページ、ナンバー45、教育に係る保護者負担の軽減の事業内容について、幼児教育の無償化は既に実施されていることや経済的な負担の軽減以外の取組も記載するのが望ましいとの意見をいただき、幼稚園の預かり保育事業に関する記述を書き加えた。

続いて、参考資料ナンバー10、計画書案29ページ、中段の市民カレッジについては、事業名を次の30ページの同じく市民大学に係るコミュニティカレッジさくらと統一して、事業という字句を削除した。また、取組指標については、当初は市民カレッジ在籍中及び卒業後のボランティア団体活動等への参加(延べ人数)と設定していたが、コミュニティカレッジさくらの取組指標と不統一であるため、市民カレッジ在籍中及び卒業後のボランティア団体活動等への参加率ということに修正した。

続いて、参考資料ナンバー11、計画書案は35ページ、上段、ナンバー65、佐倉図書館の整備については、教育委員会としてまず図書館機能の充実を念頭に置いて記述すべきといった趣旨の意見をいただき、事業内容の記述を全体的に見直した。

最後に、参考資料ナンバー12、計画書案42ページ、下段のナンバー87、文化活動の発表の場の提供について、この事業の説明は、計画書案7ページの一番下、施策の方向性、(9)、芸術文化の普及を推進しますの1つ目の黒丸である。芸術文化の普及の促進に当初位置づけていたが、より親和性が高いと考えられる次のページの8ページの黒丸、市民の芸術文化活動への支援に移すこととした。

このほか再度計画書全般にわたって確認をする中で、取組指標の修正あるいは字句、文章の整理などを併せて行なった。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

それぞれの事業で枠があり、事業名の欄がある。例えばナンバー55だが、生涯学習における佐倉学の推進、その欄の右に普通は重点事業というのが入るのか。

【教育総務課長】

はい。

【委員1名より】

これが抜けているのと、それから79、あとは全部書いてある。通常事業とか重点事業。

【教育総務課長】

修正させていただいた形で議決をいただければと考えている。

【教育長職務代理者】

31ページのナンバー55、社会教育における佐倉学の推進、社会教育課のその下に重点事業ということで文言が入るということである。それから、79、ここでも芸術文化の普及促進、文化課の下に重点事業。

【委員1名より】

これだけのボリュームの内容を精査し、私どもの思いを酌んで文言修正等をしていただき、感謝する。より分かりやすく発信しているという気持ちが強く感じられると思った。特にナンバー65の佐倉図書館の整備について、この経過の中で幅広い世代にとって使いやすく、良好な環境で学習することができる生涯学習施設として整備しますということだが、本当に生涯学習についての図書館、非常にいい試みになったので、こういったところにも気遣いをいただいた点について感謝したいと思う。

【教育長職務代理者】

大変細かいところまで手を入れていただき、感謝している。特に各方針の下にある現状と課題、今後の方向性、これが原案よりも非常に分かりやすくなり、特に現状と課題のところは現状はこうだ、具体的な活動はこうである、その中でどんな課題が残ったかということで、今後の方針、さらに計画の中に非常にうま

く説明されている。

その上で、14 ページのナンバー15、キャリア教育の推進、望ましいキャリア教育の先進教育を進めますとあるが、この先進教育を進めますというのは、キャリア教育の先進教育、これはどういう意味か。

【教育長】

キャリア教育というのはいわゆる生き方の教育であるから、社会を見て自分がどうやって生きていくかという根本にあると思うので、そういうことを捉えると、キャリア教育の研究指定を行い、いわゆる望ましいキャリア教育を先進的に進めていくという形で捉えていきたいと思うので、文章を一部ちょっと修正させていただき、行いと書いてあるので、先進教育という言葉がこのままだと当てはまらないので、望ましいキャリア教育を先進的に進めていく、実践していくというふうに文章を修正し、全体の内容そのものはご理解いただけたらと思う。

【教育長職務代理人】

検討いただき、適切な修正をお願いします。

もう一点、もうこれは直接のことだが、17 ページ、ナンバー26、小学校水泳指導の推進、プールを持たない学校における水泳指導を委託し、これは委託先を民間事業者とか、そういう言葉を入れたほうが、その下の4年後の目標、そこには民間の活用によるという委託先をきちっと入れてある。その辺もご検討いただければと思う。

【指導課長】

これは民間事業者に委託しているので、言葉を入れてもらえばと思う。

【教育長職務代理人】

指導を例えば民間事業者に委託するなど、そのような文章になると思う。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市教育委員会行政組織規則の改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1 ページ、背景について、現在教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の規定に基づき、教育委員会事務局の下に5つの課を置く行政組織を編成している。

本市の行政組織において、市長部局では令和3年度から部相当の室を廃止し、部の下に課を配置する二階層の組織に統一することを予定している。それに当たり、教育委員会事務局に対し、市長部局から同様の組織編成とすることの提案があった。

これを受け、事務局において検討した結果、今後の業務の増加や専門化により、業務負担の増加が想定されることから、二階層の組織とすることで、将来的な部の分割も可能とするなど、より専門的な業務に対応できる組織を構築することが

適切であると判断し、本規則について教育委員会事務局に部を設置し、課の内部組織として室の設置を可能とするよう、規則の一部改正をする必要が生じた。

2の対応方針(1)として教育部を設置するとともに、教育次長の職を廃止し、部長を設置する。(2)として、臨時または特別な事務を処理するため、課の内部組織として室を設置することができるようにする。(3)として、その他所要の文言整理を行うものとする。なお、その文言整理については、資料3ページ(28)、教育事務のための契約に関することという教育総務課の分掌事務については、平成14年度まで教育総務課で教育委員会内の各事業の入札事務を行っていたが、翌15年度以降は現在の契約検査室で入札執行事務等を行っているので、必要性がないことから今回の改正に合わせて削除をするものである。

続いて、資料1ページ、3、改正の予定については、次回、令和3年1月の定例教育委員会会議で議案上程の上、4月1日から施行する予定で考えている。

4、その他、市民意見公募手続については、本規則の改正は佐倉市行政手続条例第4条第3項第1号に定める所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等に該当することから、意見公募手続は実施せず、実施しない理由の公表も行わないこととする。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和3年1月定例会 1月20日(水)午後3時00分より
議会棟1階全員協議会室